大山町長 森田 増範 様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

平成26年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

記

第1. 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成26年度大山町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成26年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成26年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成26年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成26年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成26年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成26年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成26年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成26年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成26年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成26年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成26年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成26年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 平成26年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (15) 平成26年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- (16) 平成26年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (17) 平成 26 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算

歳入歳出決算の総額は、一般会計と特別会計とを合算すると、

歳入 17,549,772,586 円

歳出 16,966,075,499円

差引 583,697,087 円

となっており、その内訳は表1のとおりである。

(表1) 歳入歳出決算総額

会 計 別	歳入決算額	歳出決算額 差引額		摘 要
一般会計	10, 796, 179, 584 円	10, 324, 075, 217 円	472, 104, 367 円	内訳は別表 1 のとおり
特別会計 (16 会計合算)	6, 753, 593, 002 円	6, 642, 000, 282 円	111, 592, 720 円	内訳は別表 2 のとおり
合 計	17, 549, 772, 586 円	16, 966, 075, 499 円	583, 697, 087 円	

- 2. 審査の期間 平成27年7月6日から8月10日までのうち8日間
- 3. 審査の場所 大山町役場 議会委員会室
- 4. 審査の出席者及び説明者 後藤 洋次郎・西山 富三郎・総務課長ほか各担当課長
- 5. **審査の方法** 審査にあたっては、町長から提出された平成 26 年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書等について、
 - ① 決算計数は、正確で誤りはないか、
 - ② 予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか、
 - ③ 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的・効率的に処理されているか、
 - ④ 財産管理は、的確になされているか、
 - ⑤ 主要事業は、効果的になされたか、

それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、 関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案し、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果

1. 決算計数について

審査に付された各会計の歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書 等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適当なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

なお、予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値については、適正に執行されていることが認められた。

2. 執行状況について

各会計の予算執行の内容については、予算計上の趣旨を逸脱することなく、概ね有効・ 適切に執行されていることを確認した。 貴重な自主財源である税収が若干減少したものの、有利な起債や国等の補助制度の活用な ど、安定した財政運営が図られている。

今後も、歳入・歳出両面で相応の対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたい。

第3 会計別執行状況

1. 一般会計

平成 26 年度一般会計歳入総額は 10,796,179,584 円、歳出総額は 10,324,075,217 円で、 歳入歳出差引額は 472,104,367 円であるが、このうち 56,153,000 円は、繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は、415,951,367 円となる。

(1) 歳 入

本会計歳入決算は、予算現額 10,981,540,000 円に対し、調定額は 10,918,443,262 円、収入済額は 10,796,179,584 円であった。収入率は、予算現額に対して 98.3%、調定額に対して 98.9%の収入状況である。

町税においては、10,909,817 円が不納欠損処分された結果、収入未済額は 102,994,030 円となった。

収入未済額の主なものは、法人町民税を含めた町民税 22,990,145 円、固定資産税 77,311,471 円、軽自動車税 2,692,414 円、住宅費使用料(町営住宅)5,407,757 円等で、現年度・過年度に区分すると、現年度分 21,498,908 円、過年度分 89,060,024 円である。滞納・未収金対策については、各課が総力を結集して取り組まれており、平成 25 年度と比べて滞納・未収金残高は減少しているものの、依然として高額な残高となっている。詳細は別表 3 を参照されたい。

不納欠損処分は、町民税・固定資産税・軽自動車税等で執行され、平成 26 年度は、 11,704,746 円であった。詳細は別表 4 を参照されたい。

(2) 歳 出

歳出決算は、予算現額 10,981,540,000 円に対し、支出済額は 10,324,075,217 円である。 平成 27 年度に 182,854,000 円を繰越したため、不用額は 474,610,783 円で、平成 25 年度の 365,654,351 円と比べ、108,956,432 円増加した。

ただ、予算現額に対する執行率は 94.0%で、平成 25 年度の執行率 93.3%と比べ、0.7 ポイント上がっている。

なお、平成26年度に、各課が取り組まれた事業の詳細は、別添の「平成26年度決算審査資料」に記載のとおりである。

2. 土地取得特別会計

本会計決算は、歳入総額 212,950 円に対し、歳出総額 212,950 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。

3. 住宅新築資金等貸付事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 21,131,118 円に対し、歳出総額 20,916,884 円で、歳入歳出差 引額は 214,234 円である。貸付金元利収入において、307,115,508 円の収入未済額がある が、これは本町全会計の滞納及び収入未済総額の55.4%にあたる。

4. 開拓専用水道特別会計

本会計決算は、歳入総額 14,373,867 円に対し、歳出総額 12,715,981 円で、歳入歳出 差引額は 1,657,886 円である。管理収入(給水料)に 243,751 円の収入未済額があるが、 平成 25 年度に比べ、21,855 円減少している。

5. 情報通信事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 353,912,795 円に対し、歳出総額 353,912,795 円で、歳入歳出 差引額は 0 円である。

6. 夕陽の丘神田特別会計

本会計決算は、歳入総額 22,125,185 円に対し、歳出総額 22,125,185 円で、歳入歳出 差引額は0円である。

7. 簡易水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 9,936,045 円に対し、歳出総額 9,936,045 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。水道使用料に、119,052 円の収入未済額がある。

8. 国民健康保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,497,039,164 円に対し、歳出総額は 2,434,706,388 円で、 歳入歳出差引額は62,332,776 円である。

国民健康保険税は、予算現額 473,908,000 円に対し、調定額 593,059,640 円、収入済額 476,987,824 円で、収入未済額は 105,641,203 円となっている。

不納欠損処分は、10,430,613 円で、25 年度より 12,219,436 円減少している。その他に、 国民健康保険返納金に 378,518 円の収入未済額がある。

収入率は、調定額に対して80.4%で、前年度と比較して、2.4ポイント増加している。

9. 国民健康保険診療所特別会計

本会計決算は、歳入総額 336,742,443 円に対し、歳出総額 336,742,443 円で、歳入歳出 差引額は 0 円である。

収益性は、3 つの診療所でそれぞれ異なるが、大山診療所は、固定医師の確保が依然として難しく、応急的な体制で診療業務が行われているため、診療収入の増加が望みにくい。

10. 後期高齢者医療特別会計

本会計決算は、歳入総額 190,917,055 円に対し、歳出総額 190,322,238 円で、歳入歳出 差引額は 594,817 円である。後期高齢者保険料に 411,640 円の収入未済額がある。

11. 介護保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,252,827,412 円に対し、歳出総額 2,215,423,233 円で、歳入

歳出差引額は37,404,179円である。

介護保険料では、728.500円が不納欠損処分され、5,948,214円の収入未済額がある。

12. 農業集落排水事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 503,619,778 円に対し、歳出総額 503,546,292 円で、歳入歳出 差引額は 73,486 円である。分担金では、215,000 円、使用料では、41,915 円が不納欠損 処分されている。加入分担金に 90,000 円、使用料に 1,330,382 円の収入未済額がある。

13. 公共下水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 421,297,885 円に対し、歳出総額 421,250,618 円で、歳入歳出 差引額は 47,267 円である。使用料では、123,665 円が不納欠損処分され、2,515,926 円の 収入未済額がある。

14. 風力発電事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 44,831,909 円に対し、歳出総額 37,001,369 円で、歳入歳出 差引額は7.830,540 円である。

売電収入は43,505,929円で、前年度と比べ4,121,027円の増加となった。

15. 温泉事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 6,125,556 円に対し、歳出総額 6,122,316 円で、歳入歳出差引額は 3,240 円である。

16. 宅地造成事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 58,234,175 円に対し、歳出総額 56,799,880 円で、歳入歳出 差引額は1,434,295 円である。

平成 26 年度は、ナスパルタウン 9 区画、大山口駅前団地 1 区画の分譲が行われ、 57.978.800 円の土地売払収入があった。

なお、平成26年度末の未分譲区画は、ナスパルタウンの18区画のみとなり、大山口駅 前団地は完売となった。

17. 索道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 20,265,665 円に対し、歳出総額 20,265,665 円で、歳入歳出 差引額は0円である。

入り込み客数の減、設備投資のため、受取指定管理料額が減少するとともに、基金より 3,207,240 円の繰入が行われた。

第4 資金運用状況について

平成 26 年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められた。

平成 26 年度末の基金現在高は 5,530,669 千円と、前年度末に比べて 373,196 千円増加

している。

基金は、安全性や有利性を考慮しつつ堅実な運用が図られてきた成果と認識しているが、 今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財 政計画等も考慮し対処されたい。

第5 財産管理の状況について

平成26年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められた。

第6 主要事業の執行状況について

企業誘致活動が積極的かつ効果的に行われ、新たな企業が進出し、平成 26 年度から多数の町民の雇用が確保されることとなったが、町の発展のためには重要な事業であるので、 更なる努力を継続されたい。

この他にも、平成 26 年度においても様々な事業に取り組まれたが、その個別的内容についても、概ね適正に執行されているものと認められた。

第7 指摘事項等について

1 滞納繰越分への対応

平成 26 年度の町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料等の調定額に対する収入済額の割合(以下、「徴収率」という。)は、平成 25 年度と比べ、0.42 ポイント増加し 91.23%となった。

その要因は、ほとんどの税において、現年分の徴収率が前年度と比べてアップしたことが原因となっており、誠実に期限内に納税する町民の増加及び担当職員の努力の結果によるものが多と認められるところである。

しかしながら、滞納繰越分の徴収率は、表2に示したように年々低下傾向にあり、平成26年度においては、表に示したすべての税において前年を下回る結果となり、滞納繰越分合計では、過去5年間で最も低調な率となった。

特に、町民税の徴収率 20.5%は、平成 24 年度の 39.1%と比べて約半分という著しい低下となっている。

繰り越された滞納税額の回収が年々厳しくなっている状況が窺えるところであるが、滞納繰越分の徴収率が低下することは、①時効による不納欠損の増加、②誠実に納税する町民からの町政への不信感の増大、③滞納が放置されることによる期限内納税への悪影響といったようなことが懸念されるところであり、滞納繰越分の徴収率アップに向け最大限努力されたい。

なお、滞納繰越分の徴収率が低下傾向にあるということは、従来の滞納対策が十分機能 していないことを示していることなので、滞納対策への投下事務量、滞納処理方法等につ いての抜本的な見直しが必要である。

この点についての監査意見として、滞納繰越分の徴収率がある程度回復・上昇するまでの数年間、例えば、①滞納整理月間・旬間等を設け、その間、確定申告期の申告相談において税務課以外の職員が申告相談に従事するように、税務課以外の職員も臨時に滞納処分に従事させるなどの集中的な事務量の確保や、②滞納整理の専門家からのノウハウの習得

(表 2) 滞納繰越分の徴収率の推移

(単位:%)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
町民税	22.8	27.7	39.1	21.3	20.5
固定資産税	16.5	18.6	15.4	13.8	11.4
軽自動車税	24.5	25.7	27.2	24.6	20.8
普通税計	18.2	20.7	22.6	15.8	13.7
国民健康保険税	18.4	16.3	16.6	20.4	18.6
滞納繰越計	18.3	18.2	19.4	18.2	16.2

2 延滞金等の徴収

(1) 平成 25 年度の決算審査で、滞納となった町税等(以下、「本税」という。)の収納状況と比べると徴収した延滞金は著しく低額であり、延滞金の徴収が的確に行われているかどうか疑問の残るところである旨指摘したところであるが、平成 26 年度においても、表 3 に示したように延滞金の徴収額は甚だ低調である。

延滞金は、本税が納期限後に納付された場合にその遅延した本税の額及び遅延した期間に 応じて賦課されるものであり、滞納した本税が納付された時点で町の徴収債権が確定するこ とになるが、延滞金を収納した時点で徴収金額を事後的に調定し、同時に徴収金額を収入金 額とする仕組みとなっているため、決算書上、確定した延滞金の額、うち未納の延滞金の額 の両者が明らかになっていない状況である。

この点について、今回の監査で求めた資料によると、26年度末で未納となっている確定した延滞金は、表3のとおり、明らかになっているだけで1億6000万円に達し、未納の本税の今後の納付により発生する未確定の延滞金を加えると、その額は更に高額な金額となる。

滞納本税の優先納付・徴収のため未納の延滞金まで納付・徴収ができない状況が窺われる ものの、期限内に納税した町民、条例に従い適正に延滞金を納付した町民との均衡上、未納 の延滞金をこのまま放置することは許されないことである。

したがって、上記1で指摘した事項と併せ、未納の延滞金の徴収に最大限努力されたい。

(表3) 延滞金の徴収状況等

(単位:千円)

	徴収した延滞金					26 年度末で確
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	定している未 収の延滞金
町税	908	1,155	1,021	450	325	62,185
国民健康保険税	412	674	576	461	758	96,518
後期高齢者保険税	8	13	3	4	8	207
介護保険料	18	35	44	17	16	1,498
農業集落排水使用 料·分担金	0	0	0	0	0	不明
公共下水道使用料	0	0	0	0	0	不明

(2) 大山町督促手数料及び延滞金徴収条例(平成 17 年大山町条例第 64 号)では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)について、①期限内に完納しない者があるときは督促状を発しなければならない、②督促状を発した時は督促手数料として 80 円を徴する、③督促状を受けた者は税外収入金の未納額に延滞金額を加算して納付しなければならない、④督促状の様式は大山町税条例(平成 17 年大山町条例第 58 号)の例による旨規定されている。

しかしながら、公共下水道使用料等については、その督促状に町税の督促状のような延滞 金や督促手数料の記述がなく、しかも、延滞金、督促手数料の徴収が全く行われていない状 況である。

条例に従っていない事務運営は直ちに改めるべきであるので、督促状の様式を町税の例に よって改正するとともに、的確に延滞金と督促手数料を徴収されたい。

(3) 延滞金を収納した時点で調定する取扱は、他の市町村でも行われているが、管理が十分にいきとどかないことから、延滞金の公金横領が発生した市町村も見受けられるところである。

したがって、延滞金については、確定した時点で調定するのが望ましいが、従来どおり収納時点での調定を継続するのであれば、その管理を厳格にした上で定期的に公表するなどして債権管理の適正化を図られたい。

また、確定した延滞金については、定期的に納税者に通知するなどして適切な徴収事務の 執行を行われたい。

3 耐用年数を経過した余剰資産と認められる資産の計画的閉鎖

町が保有する資産については、的確に財産管理が行われていることが認められ、また、有 効活用が図られているところであるが、中には、耐用年数を経過した資産も見受けられる。

これらの耐用年数を経過した資産については、いずれ修繕するのか、新築するのか、あるいは閉鎖・取り壊しするのかといった判断が必要となる時期が到来すると思われる。

また、合併前の旧町がそれぞれ必要に応じて建設した資産でも、合併後 10 年を経過する今日の状況から判断して、例えば体育館のように利用人数等からみて余剰と認められる資産も見受けられるところである。

これら耐用年数を経過し、かつ、余剰となっている体育館等については、有効活用は図られているものの、修繕等をしないままむやみに利用を継続することは利用者の安全確保の面からみると問題であり、また、余剰と認められる資産に対して修繕等のための多額の予算を投入することも、厳しい財政状況から判断して避けるべきである。

したがって、耐用年数を経過した余剰となっている体育館等については、閉鎖し、取り壊す 方向に向かうべきであり、その閉鎖等の時期を検討の上、町民にその時期を示されたい。

別表 1 平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出決算

別表 2 平成 26 年度大山町特別会計歳入歳出決算

別表3 平成26年度各会計収入未済額の状況

別表4 平成26年度会計別不納欠損の状況